

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	(1) プレジャー ボートの航行規制の徹底	ア 航行規制水域 の適切な設定	(ア) 航行規制水域の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成15年4月の条例施行に併せて、住居地域、病院、学校への騒音防止のため「生活環境保全水域」として16水域を指定した。その後、平成16年5月には、プレジャーボートの利用状況の変化等を踏まえ、2水域を追加指定し、プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境の保全に努めてきた。</li> <li>○ 平成18年3月の条例の一部改正により、「生活環境保全水域」に保養施設が追加され、また、水鳥の営巣地など水鳥の生息環境を保全する水域を新たに「水鳥の生息環境保全水域」として指定できることとなり、平成18年7月に「生活環境保全水域」4水域と「水鳥の生息環境保全水域」1水域を指定した。</li> <li>○ 平成23年3月には条例の一部改正により、水産動物の増殖場や養殖場の保全やレジャー利用者間の良好な利用環境を確保するため、新たに「増殖・養殖場保全水域」と「利用調整水域」として指定できることとなり、平成24年4月に「増殖・養殖場保全水域」2水域、「利用調整水域」1水域を指定した。</li> <li>○ 現在では「生活環境保全水域」が22水域、「水鳥の生息環境保全水域」が1水域、「増殖・養殖場保全水域」が2水域、「利用調整水域」が1水域の計26水域を指定している。</li> <li>○ 航行規制水域の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月27日変更 1水域 1.0km</li> <li>・平成24年4月1日指定 3水域 4.5km</li> <li>・平成18年7月1日指定 5水域 10.5km</li> <li>・平成16年5月1日指定 2水域 4.6km</li> <li>・平成15年4月1日指定 16水域 47.7km</li> <li>　　計 26水域 68.3km</li> </ul> </li> <li>○ 航行規制水域の追加、拡大（平成18年3月一部改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>・（条例第12条第1項第1号） 騒音から保全すべき住居地域、病院、学校に、保養施設を追加</li> <li>・（条例第12条第1項第3号） 水鳥の営巣地など水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる水域</li> </ul> </li> <li>○ 航行規制水域の拡大（平成23年3月一部改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>・（条例第12条第1項第2号） 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要があると認められる水域</li> <li>・（条例第12条第1項第4号） 琵琶湖のレジャー利用に係る良好な利用環境を確保するため、レジャー活動に係る適切な利用調整を図る必要があると認められる水域</li> </ul> </li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等												
			<p>(イ) 騒音や曳き波による影響等についての実態把握</p> <p>○ 条例施行後、プレジャーboroトが陸域に与える影響等について、レジャー利用の適正な推進に係る基礎資料とするため継続的に下記の調査を実施している。</p> <p><b>○ 令和5年度 夏季利用状況調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度 夏季利用状況調査</li> <li>○ 令和3年度 夏季利用状況調査</li> <li>○ 令和2年度 夏季利用状況調査</li> <li>○ 令和元年度 夏季利用状況調査</li> <li>○ 平成30年度 夏季利用状況調査</li> <li>○ 平成29年度 夏季利用状況調査</li> </ul>													
			<p>(カ) 航行規制水域の明示（ブイ、看板の設置等）</p> <p>○ プレジャーboroト利用者等が航行規制水域の範囲を認識できる 航行規制水域表示ブイを湖上に139基、湖岸に看板を48基設置し、航行規制水域について周知を図っている。</p> <p><b>○ 令和5年12月末</b> <b>ブイ139基 看板48基</b></p> <table border="0"> <tr> <td>○ 令和4年度末</td> <td>ブイ135基 看板49基</td> </tr> <tr> <td>○ 令和3年度末</td> <td>ブイ135基 看板49基</td> </tr> <tr> <td>○ 令和2年度末</td> <td>ブイ135基 看板49基</td> </tr> <tr> <td>○ 令和元年度末</td> <td>ブイ132基 看板49基</td> </tr> <tr> <td>○ 平成30年度末</td> <td>ブイ132基 看板49基</td> </tr> <tr> <td>○ 平成29年度末</td> <td>ブイ132基 看板49基</td> </tr> </table>	○ 令和4年度末	ブイ135基 看板49基	○ 令和3年度末	ブイ135基 看板49基	○ 令和2年度末	ブイ135基 看板49基	○ 令和元年度末	ブイ132基 看板49基	○ 平成30年度末	ブイ132基 看板49基	○ 平成29年度末	ブイ132基 看板49基	
○ 令和4年度末	ブイ135基 看板49基															
○ 令和3年度末	ブイ135基 看板49基															
○ 令和2年度末	ブイ135基 看板49基															
○ 令和元年度末	ブイ132基 看板49基															
○ 平成30年度末	ブイ132基 看板49基															
○ 平成29年度末	ブイ132基 看板49基															
		<p>イ 水鳥の生息環境の保全</p> <p>ウ 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全</p> <p>エ レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保</p>	必要に応じ規制水域の見直し	<p>○ 平成18年3月の条例の一部改正により、水鳥の生息環境保全水域を航行規制水域として指定できることとなり、平成18年7月1日に長浜市尾上から早崎までの延長3.5kmを指定した。</p> <p>○ 平成23年3月の条例の一部改正により、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するためウエイクboroトを曳航するモーターboroTの航行により発生する曳き波を抑制する必要があると認められる水域を航行規制水域として指定できることとなり、平成24年4月1日に草津市北山田町から南山田町までの延長1.6km、守山市木浜町から草津市下物町までの延長1.8Kmを指定した。また、令和2年3月27日に守山市木浜町から草津市下物町までの区間を1km延長した。</p> <p>○ 平成23年3月の条例の一部改正により、水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、良好な利用環境を確保する必要的ある水域を水上オートバイの航行を禁止できる航行規制水域として指定できることとなり、平成24年4月1日に野洲市吉川の延長0.6kmを指定した。</p>												

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																
	<p>才 利用環境の検討</p> <p>カ 航行規制遵守の徹底</p>	<p>よりよい利用環境の検討</p> <p>(ア)監視船による監視・取締や県水上警察隊との集中取締の実施および関係部局との連携</p>	<p>○ 琵琶湖の環境への負荷の低減を図り、プレジャーボート等の利用環境を検討すること目的として「プレジャーボート等利用環境検討会」を設置し、必要に応じて検討を行っている。</p> <p>○ 平成28年度 1回開催（県、NPO法人PW安全協会関西地方本部）</p> <p>○ これまで、監視船による監視・取締や関係機関と連携した監視等の実施により、プレジャーボートの航行に関する苦情件数（当課で直接受け付けた件数）は条例施行時に比べ減少し、一定の成果をあげている。</p> <p>○ プレジャーボートのうち、水上オートバイについては、現在も一部の水域では悪質な航行が発生しており、航行規制水域内での高速走行や急旋回、急発進、さらには湖岸への乗り入れなど環境面のみならず、水上安全、河川・湖岸管理などの面でも様々な問題を引き起こす要因となっている。 こうした迷惑行為については、レジャー条例のみならず、関連する条例等も多くあることから、県警や関係部局とも連携し、適正な対処を行っている。</p> <p>○ 彦根市松原地区において、水上オートバイ等の騒音の他、湖岸緑地でのバーベキュー、ごみの放置など近隣住民が迷惑している問題について、平成29年度より、彦根市や関係部局、彦根警察署、地元自治会と合同で啓発活動を実施したものの、利用マナーの向上が見られなかった。 そのため、平成30年度には、事前告知を含めた啓発活動を再度行ったうえで、水上オートバイ利用者の総量抑制を試みる目的で、夏季の間（8月2日～9月30日）試験的に矢倉川河口部スロープへの車両の乗り入れ口を閉鎖した。 その効果が一定見られたことから、地元自治会を含む関係機関と連携し、引き続き同様の措置を取ることとした。なお、令和2年度以降の対応は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点も踏まえ、閉鎖の開始時期を前倒しし、4月25日～9月30日の間、閉鎖を行った。</li> <li>・令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点も踏まえ、4月25日～9月30日の間、閉鎖を行った。</li> <li>・令和4年度 4月29日～9月30日の間、閉鎖を行った。</li> <li>・令和5年度 <b>4月28日～通常で閉鎖を行った。現状では閉鎖を解除する予定はなし。</b></li> </ul> <p>○ プレジャーボートの航行に関する苦情件数 件数</p> <table> <tbody> <tr> <td><b>・令和5年度</b></td> <td><b>18件（12月末時点）</b></td> </tr> <tr> <td>・令和4年度</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度（前基本計画最終年度）</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>・平成15年度（条例施行当初）</td> <td>117件</td> </tr> </tbody> </table>	<b>・令和5年度</b>	<b>18件（12月末時点）</b>	・令和4年度	12件	・令和3年度	18件	・令和2年度（前基本計画最終年度）	20件	・令和元年度	15件	・平成30年度	11件	・平成29年度	9件	・平成15年度（条例施行当初）	117件	
<b>・令和5年度</b>	<b>18件（12月末時点）</b>																			
・令和4年度	12件																			
・令和3年度	18件																			
・令和2年度（前基本計画最終年度）	20件																			
・令和元年度	15件																			
・平成30年度	11件																			
・平成29年度	9件																			
・平成15年度（条例施行当初）	117件																			

		(イ)マリーナ等への集約による管理強化の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境対策型エンジンへの転換をさらに計画的に促進するため、平成18年3月に条例の一部改正をし、一定の厳しい条件を満たすことについて県と協定を締結した施設にプレジャーボートを保管する場合に限り、特例措置により平成23年3月31日まで従来型2サイクルエンジンの使用期限が延長できることとした。</li> <li>○ 平成23年3月の条例の一部改正により、「琵琶湖ルール」を遵守するプレジャーボートの保管業者を新たに指定保管業者として指定できることとした。 平成23年4月から従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止（特例措置終了）とともに協定締結期間が終了した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度～ 指定保管業者指定 31者（令和5年12月末時点）</li> <li>・ 平成22年度 協定締結施設 74施設（協定終了）</li> </ul> </li> </ul>
--	--	------------------------	---

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			(カ)地域単位での取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ローカルルールによる取組の他にも、野洲市にあるマイアミランドや湖岸緑地公園から水上オートバイの乱暴な利用をなくすため、同市では平成21年度に地元関係者を構成員とする野洲市湖岸地域環境マナーアップ協議会を創設し、水上オートバイの対策が行われた。</li> <li>○ 平成21年度 マイアミランド 水上オートバイ使用禁止 野洲市吉川湖岸緑地 水上オートバイ持ち込み防止柵設置</li> </ul>
			(エ)琵琶湖レジャー利用監視員制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖沿岸市町や関係団体からの推薦により、地域住民や漁業関係者、マリーナ職員などを琵琶湖レジャー利用監視員に任命し、地域での啓発、指導を行っている。</li> <li>○ レジャー利用監視員による監視（令和5年12月末現在26人）  <b>・令和5年度 延べ533日（12月末現在）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 延べ684日</li> <li>・令和3年度 延べ689日</li> <li>・令和2年度（前基本計画改定最終年度） 延べ787日</li> <li>・令和元年度 延べ878日</li> <li>・平成30年度 延べ810日</li> <li>・平成29年度 延べ841日</li> </ul> </li> <li>○ 湖岸への持ち込み艇を防止するため、置き石や杭等を設置している。</li> <li>○ 湖岸からの持ち込み艇進入防止箇所 令和 3.4月～1箇所（大津市北比良） 令和 2.8月 1箇所（大津市北比良） 平成22.3月 1箇所（野洲市吉川） 9月 2箇所（高島市今津浜分、高島市安曇川北船木） 平成21.6月 4箇所</li> </ul>
			(オ)必要に応じて進入防止杭等の設置	

			(高島市今津浜分、大津市和邇今宿、東近江市栗見出在家、東近江市栗見新田) 平成20.7月 1箇所(大津市柳が崎) 平成19.3月 2箇所(高島市安曇川浜園地) 平成17.5月 1箇所 平成17.3月 4箇所
--	--	--	---

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		キ 改造艇等の航行禁止	関係者と連携した利用者への働きかけ	○ マリーナ施設やプレジャーボート利用者に改造艇の持込み、使用禁止について啓発用チラシを配布して周知を図った。
		ク 不要な空ぶかしの禁止	関係者と連携した利用者に対する働きかけ	○ 「みんなで守ろう琵琶湖ルール」の啓発用パンフレット「ルールブック」を作成し、マナーアップキャンペーンや琵琶湖レジャー利用監視員および職員による啓発・指導時などあらゆる機会を通じて働きかけた。
	ケ 指導・監視体制の強化	(ア)琵琶湖レジャー利用監視員制度の活用および環境保全関係の既存の監視制度との連携		○ 琵琶湖沿岸市町や関係団体からの推薦により、地域住民や漁業関係者、マリーナ職員などを琵琶湖レジャー利用監視員に任命し、地域での啓発、指導を行っている。 ○ 「ごみの散乱防止に関する条例」に基づく環境美化監視員が県内各地で監視・パトロールおよび啓発取締活動を実施している。
		(イ)琵琶湖レジャー利用監視員に対する研修		○ 随時会議を開催し、地域ごとのレジャー利用の状況を情報交換している。
		(ウ)関係部局の連携		○ レジャー利用の適正化、河川・湖岸管理、水上安全等の関係する規制の監視、取締の強化と遵守の徹底を図るため、関係部局が連携している。 →令和5年5月末に、大津北警察署の呼びかけにより、地元関係者も交えた「第3回琵琶湖岸諸問題対策協議会」が開催され、シーズン前の対策について協議、情報交換を行った。
		(エ)利用が集中する水域での監視・取締の強化		○ プレジャーボートの利用が集中する水域の監視を強化するため、例年、5月～9月にかけて、陸上もしくは湖上から監視を行っているところ。 ○ 平成29年度からは、特に監視船による運航時間の拡大や、借り上げた水上オートバイを導入するなど監視・取締体制を強化している。 ○ その他の取組 ・水上オートバイを牽引した車両などの乗り入れ口（駐車場）で航行規制水域を明示した啓発用チラシの配布 ・プレジャーボートの航行が盛んな湖岸における啓発用のぼり旗の設置 ・地元マリーナの自主パトロール など

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																																											
			<p>(オ)航行規制水域監視嘱託員の配置、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員の配置 (令和2年度から会計年度任用職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度から航行規制水域監視嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)を雇用し、専門的な知識や経験を活用した効果的な指導・監視を行っている。</li> <li>○ 航行規制水域監視嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)による指導・監視等           <table> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>90日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度（前基本計画最終年度）</td> <td>88日</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>85日</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>85日</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>85日</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 監視船を用いた航行規制水域における指導・警告等           <table> <thead> <tr> <th>監視日数</th> <th>停止命令</th> <th>指導・警告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 31日</td> <td>8件</td> <td>88件(12月末現在)</td> </tr> <tr> <td>・令和4年度</td> <td>31日</td> <td>6件 35件</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>38日</td> <td>5件 22件</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度（前基本計画最終年度）</td> <td>28日</td> <td>2件 62件</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>29日</td> <td>0件 109件</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>29日</td> <td>4件 41件</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>29日</td> <td>4件 74件</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 借り上げた漁船を用いた航行規制水域における指導・警告等           <table> <thead> <tr> <th>監視日数</th> <th>停止命令</th> <th>指導・警告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 0日</td> <td>0件</td> <td>0件(12月末現在)</td> </tr> <tr> <td>・令和4年度</td> <td>0日</td> <td>0件 0件</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>0日</td> <td>0件 0件</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>1日</td> <td>0件 0件</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>1日</td> <td>0件 0件</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>1日</td> <td>0件 2件</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>2日</td> <td>0件 2件</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)による湖岸での監視、指導・啓発等           <table> <thead> <tr> <th>4名(半年雇用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・令和5年度</td> <td>4名(半年雇用)</td> </tr> <tr> <td>・令和4年度</td> <td>4名(5ヶ月雇用)</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>4名(5ヶ月雇用)</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>4名(半年雇用)</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>4名(半年雇用)</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>4名(半年雇用)</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>4名(半年雇用)</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	令和4年度	90日	・令和3年度	90日	・令和2年度（前基本計画最終年度）	88日	・令和元年度	85日	・平成30年度	85日	・平成29年度	85日	監視日数	停止命令	指導・警告	令和5年度 31日	8件	88件(12月末現在)	・令和4年度	31日	6件 35件	・令和3年度	38日	5件 22件	・令和2年度（前基本計画最終年度）	28日	2件 62件	・令和元年度	29日	0件 109件	・平成30年度	29日	4件 41件	・平成29年度	29日	4件 74件	監視日数	停止命令	指導・警告	令和5年度 0日	0件	0件(12月末現在)	・令和4年度	0日	0件 0件	・令和3年度	0日	0件 0件	・令和2年度	1日	0件 0件	・令和元年度	1日	0件 0件	・平成30年度	1日	0件 2件	・平成29年度	2日	0件 2件	4名(半年雇用)	・令和5年度	4名(半年雇用)	・令和4年度	4名(5ヶ月雇用)	・令和3年度	4名(5ヶ月雇用)	・令和2年度	4名(半年雇用)	・令和元年度	4名(半年雇用)	・平成30年度	4名(半年雇用)	・平成29年度	4名(半年雇用)	
令和4年度	90日																																																																														
・令和3年度	90日																																																																														
・令和2年度（前基本計画最終年度）	88日																																																																														
・令和元年度	85日																																																																														
・平成30年度	85日																																																																														
・平成29年度	85日																																																																														
監視日数	停止命令	指導・警告																																																																													
令和5年度 31日	8件	88件(12月末現在)																																																																													
・令和4年度	31日	6件 35件																																																																													
・令和3年度	38日	5件 22件																																																																													
・令和2年度（前基本計画最終年度）	28日	2件 62件																																																																													
・令和元年度	29日	0件 109件																																																																													
・平成30年度	29日	4件 41件																																																																													
・平成29年度	29日	4件 74件																																																																													
監視日数	停止命令	指導・警告																																																																													
令和5年度 0日	0件	0件(12月末現在)																																																																													
・令和4年度	0日	0件 0件																																																																													
・令和3年度	0日	0件 0件																																																																													
・令和2年度	1日	0件 0件																																																																													
・令和元年度	1日	0件 0件																																																																													
・平成30年度	1日	0件 2件																																																																													
・平成29年度	2日	0件 2件																																																																													
4名(半年雇用)																																																																															
・令和5年度	4名(半年雇用)																																																																														
・令和4年度	4名(5ヶ月雇用)																																																																														
・令和3年度	4名(5ヶ月雇用)																																																																														
・令和2年度	4名(半年雇用)																																																																														
・令和元年度	4名(半年雇用)																																																																														
・平成30年度	4名(半年雇用)																																																																														
・平成29年度	4名(半年雇用)																																																																														

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																
	(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換	ア 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底	(ア) 監視・指導、取締  (イ) 過料適用を視野に入れた取締	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年3月の条例の一部改正により、条例で禁止する従来型2サイクルエンジンの使用違反者に対し平成24年10月から5万円以下の過料を適用</li> <li>○ エンジンの条例適合を識別し、取締を容易にするため、平成24年10月から適合証の表示義務化、3万円以下の過料を適用</li> </ul>																																
	イ 適合証表示制度の徹底		(ア) 広報、啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年10月からの適合証の表示義務化に伴い、平成23年10月から1年間の無償交付を行い、適合証の早期貼付の実現を図った。 平成24年10月以降は交付手数料を徴して適合証の交付を行っている。 (適合証の交付数)  <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;"><b>令和5年4月～令和5年11月末</b></td> <td style="text-align: center;"><b>1,177台</b></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月～令和5年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,377台</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月～令和4年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,365台</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月～令和3年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,419台</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月～令和2年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,312台</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月～平成31年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,398台</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月～平成30年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,403台</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月～平成29年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,316台</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月～平成28年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,345台</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成27年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,395台</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月～平成26年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,950台</td> </tr> <tr> <td>平成24年10月～平成25年3月末</td> <td style="text-align: center;">696台</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月～平成24年9月末</td> <td style="text-align: center;">5,034台</td> </tr> <tr> <td>平成23年10月～平成24年3月末</td> <td style="text-align: center;">1,247台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>合 計</b></td> <td style="text-align: center;"><b>22,434台分</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(令和5年11月末現在)</td> </tr> </table> </li> <li>○ 「適合証表示制度」の広報周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 業界団体の協力による専門誌への掲載、チラシ配付</li> <li>* 日本小型船舶検査機構大津支部の協力によるチラシ配付</li> <li>* 日本海洋レジャー安全・振興協会の協力によるチラシ配付</li> <li>* 県外水上オートバイ等の販売店の協力によるチラシ配布</li> <li>* 滋賀県水上安全協会主催の安全講習でのチラシ配布</li> <li>* 琵琶湖レジャー監視・指導会計年度任用職員による湖岸での啓発等</li> <li>* 適合証即時交付申請者に対する啓発（口頭による注意喚起、チラシ配布等）</li> </ul> </li> </ul>	<b>令和5年4月～令和5年11月末</b>	<b>1,177台</b>	令和4年4月～令和5年3月末	1,377台	令和3年4月～令和4年3月末	1,365台	令和2年4月～令和3年3月末	1,419台	平成31年4月～令和2年3月末	1,312台	平成30年4月～平成31年3月末	1,398台	平成29年4月～平成30年3月末	1,403台	平成28年4月～平成29年3月末	1,316台	平成27年4月～平成28年3月末	1,345台	平成26年4月～平成27年3月末	1,395台	平成25年4月～平成26年3月末	1,950台	平成24年10月～平成25年3月末	696台	平成24年4月～平成24年9月末	5,034台	平成23年10月～平成24年3月末	1,247台	<b>合 計</b>	<b>22,434台分</b>		(令和5年11月末現在)
<b>令和5年4月～令和5年11月末</b>	<b>1,177台</b>																																			
令和4年4月～令和5年3月末	1,377台																																			
令和3年4月～令和4年3月末	1,365台																																			
令和2年4月～令和3年3月末	1,419台																																			
平成31年4月～令和2年3月末	1,312台																																			
平成30年4月～平成31年3月末	1,398台																																			
平成29年4月～平成30年3月末	1,403台																																			
平成28年4月～平成29年3月末	1,316台																																			
平成27年4月～平成28年3月末	1,345台																																			
平成26年4月～平成27年3月末	1,395台																																			
平成25年4月～平成26年3月末	1,950台																																			
平成24年10月～平成25年3月末	696台																																			
平成24年4月～平成24年9月末	5,034台																																			
平成23年10月～平成24年3月末	1,247台																																			
<b>合 計</b>	<b>22,434台分</b>																																			
	(令和5年11月末現在)																																			
			(イ) 表示義務違反に対する監視・指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度から、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員（令和2年度から会計年度任用職員）を配置し、監視船からは目の行き届かない湖岸のプレジャーボート利用者に指導、啓発を行っている。</li> </ul>																																

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																									
		ウ 指定保管業者の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換	指定保管業者の指定、適合証の貼付促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等を遵守し、プレジャーボートの適正な保管ができる保管業者を「指定保管業者」に指定することで保管艇についてまとめて適合証の交付請求ができる制度とした。</li> <li>○ 指定保管業者の協力により、適合証未貼付艇は揚降できないので、保管施設への持込み艇についても適合証の貼付促進、環境対策型エンジンへの転換が図られている。</li> <li>○ 指定保管業者が自社の保管艇につき適合証の交付を受けた場合は、適合証と併せて交付される指定保管業者保管施設標章を貼付する。指定保管業者の指定により、保管するプレジャーボートの操船者に対し、条例遵守、マナーの向上が図られている。</li> </ul>																																									
(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底	ア 釣り人への普及啓発	(ア) リリース禁止の輪をさらに広げる取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖の豊かな生態系を回復していくためには、ブルーギルやブラックバスといった外来魚を少しでも減らしていくことが不可欠である。「琵琶湖ルール」を定め、釣りというレジャーの側面からも外来魚は『釣っても逃がさない』というルールの普及と定着を図るための取組を行う。</li> <li>○ 平成18年3月の条例の一部改正により、外来魚のリリース禁止が適用される水域を「琵琶湖」から「琵琶湖その他の水域」に拡大</li> <li>○ 平成19年度からは、一般向けの外来魚駆除釣り大会を開催している。</li> <li>○ びわこルールひろめよう券事業の実施           <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">引換枚数</th> <th style="text-align: left;">回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>32,528枚 16.4トン</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>39,400枚 21.4トン</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>21,944枚 12.3トン</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55,582枚 28.5トン</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>30,000枚 15.9トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>179,454枚 94.5トン</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 平成15年度から平成19年度までの5年間、幅広い方々に外来魚のリリース禁止の周知を図るため、「びわこルールひろめよう券事業」を実施した。この間の取組により外来魚のリリース禁止の周知が概ね図られたことから、平成19年度をもって事業を廃止した。</li> <li>○ 平成21、22年度には、釣り上げた外来魚を回収ボックスに入れることを呼びかける子供たちの絵を回収ボックスや高速道路のサービスエリアに掲示した。</li> <li>○ 平成21年度から、企業、団体等に外来魚駆除釣り大会を自主開催してもらう「外来魚釣り上げ隊」を募集し、釣り竿の無償貸出等の支援を行っている。</li> <li>○ 外来魚釣り上げ隊の募集、支援           <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">参加団体数</th> <th style="text-align: left;">参加者数</th> <th style="text-align: left;">駆除量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-weight: bold;">令和5年度</td> <td style="font-weight: bold;">17団体</td> <td style="font-weight: bold;">1,410人</td> <td style="font-weight: bold;">129.59kg (11月末現在)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>15団体</td> <td>1,058人</td> <td>48.07kg</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>12団体</td> <td>403人</td> <td>23.04kg</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（前基本計画最終年度）</td> <td>10団体</td> <td>375人</td> <td>25.8kg</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>27団体</td> <td>3,097人</td> <td>267.3kg</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>40団体</td> <td>3,066人</td> <td>323.1kg</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	引換枚数	回収量	平成19年度	32,528枚 16.4トン	平成18年度	39,400枚 21.4トン	平成17年度	21,944枚 12.3トン	平成16年度	55,582枚 28.5トン	平成15年度	30,000枚 15.9トン		179,454枚 94.5トン	参加団体数	参加者数	駆除量	令和5年度	17団体	1,410人	129.59kg (11月末現在)	令和4年度	15団体	1,058人	48.07kg	令和3年度	12団体	403人	23.04kg	令和2年度（前基本計画最終年度）	10団体	375人	25.8kg	令和元年度	27団体	3,097人	267.3kg	平成30年度	40団体	3,066人	323.1kg
引換枚数	回収量																																												
平成19年度	32,528枚 16.4トン																																												
平成18年度	39,400枚 21.4トン																																												
平成17年度	21,944枚 12.3トン																																												
平成16年度	55,582枚 28.5トン																																												
平成15年度	30,000枚 15.9トン																																												
	179,454枚 94.5トン																																												
参加団体数	参加者数	駆除量																																											
令和5年度	17団体	1,410人	129.59kg (11月末現在)																																										
令和4年度	15団体	1,058人	48.07kg																																										
令和3年度	12団体	403人	23.04kg																																										
令和2年度（前基本計画最終年度）	10団体	375人	25.8kg																																										
令和元年度	27団体	3,097人	267.3kg																																										
平成30年度	40団体	3,066人	323.1kg																																										

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																												
			<p>(イ) 外来魚駆除釣り大会の開催</p> <p>○ 外来魚駆除釣り大会の開催</p> <p><b>令和5年度</b></p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3回</td> <td>955人</td> <td>46.4kg</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2回</td> <td>825人</td> <td>40.1kg</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2回</td> <td>868人</td> <td>80.1kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2回</td> <td>610人</td> <td>74.9kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23年度からは、審議会の答申を踏まえるとともにびわ湖の日30周年記念事業の一環として、釣り団体である（公財）日本釣振興会滋賀県支部と共に「外来魚有効利用釣り大会」を開催している。なお、令和2,3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送っていたが、令和4年度から再開した。</p>		開催回数	参加人数	回収量	令和4年度	3回	955人	46.4kg	令和3年度	2回	825人	40.1kg	令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り			令和元年度	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り			平成30年度	2回	868人	80.1kg		2回	610人	74.9kg	
	開催回数	参加人数	回収量																													
令和4年度	3回	955人	46.4kg																													
令和3年度	2回	825人	40.1kg																													
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り																															
令和元年度	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り																															
平成30年度	2回	868人	80.1kg																													
	2回	610人	74.9kg																													
			<p>(ウ) 小中学生を対象とした外来魚駆除釣り事業や年間を通じた一般向け外来魚駆除釣り事業の実施</p> <p>○ 全国的小中学生を対象として夏休みを含む期間に、外来魚の釣り上げに協力してくれるキッズ「ルールキッズ」を募集し、優秀なキッズに対して知事表彰を行う「びわこルールキッズ事業」を企業、団体の協賛等を得て実施している。</p> <p>○ びわこルールキッズ事業の実施</p> <p><b>令和5年度</b></p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>参加者数</th> <th>報告者数</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>309人</td> <td>143人</td> <td><b>全国の小中学生</b></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>443人</td> <td>164人</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（前基本計画最終年度）</td> <td>264人</td> <td>103人</td> <td>県内の小中学生</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>165人</td> <td>104人</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>770人</td> <td>206人</td> <td>全国の小中学生</td> </tr> <tr> <td></td> <td>650人</td> <td>98人</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 外来魚釣り上げ名人事業の実施</p>		参加者数	報告者数	対象者	令和4年度	309人	143人	<b>全国の小中学生</b>	令和3年度	443人	164人	"	令和2年度（前基本計画最終年度）	264人	103人	県内の小中学生	令和元年度	165人	104人	"	平成30年度	770人	206人	全国の小中学生		650人	98人	"	
	参加者数	報告者数	対象者																													
令和4年度	309人	143人	<b>全国の小中学生</b>																													
令和3年度	443人	164人	"																													
令和2年度（前基本計画最終年度）	264人	103人	県内の小中学生																													
令和元年度	165人	104人	"																													
平成30年度	770人	206人	全国の小中学生																													
	650人	98人	"																													

			<p>○ 年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力いただける釣り人を募集し、釣り上げた重量により段位を認定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実施期間</th><th>個人参加者</th><th>団体参加者</th><th>参加者計</th><th>駆除量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>令和5年度</b></td><td><b>4/1～3/31</b></td><td><b>32人</b></td><td><b>10団体 66人</b></td><td><b>98人</b></td><td><b>927.0kg (11月末現在)</b></td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>4/1～3/31</td><td>32人</td><td>13団体 78人</td><td>110人</td><td>1,414.5kg</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>4/1～3/31</td><td>34人</td><td>14団体 80人</td><td>114人</td><td>1,303.3kg</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>4/1～3/31</td><td>35人</td><td>14団体 74人</td><td>109人</td><td>1,631.9kg</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>4/1～3/31</td><td>49人</td><td>15団体 70人</td><td>119人</td><td>2,480.0kg</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>4/1～3/31</td><td>47人</td><td>13団体 64人</td><td>111人</td><td>3,562.9kg</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>4/1～3/31</td><td>55人</td><td>18団体 90人</td><td>145人</td><td>2,476.2kg</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>5/1～12/31</td><td>56人</td><td>12団体 87人</td><td>143人</td><td>3,764.0kg</td></tr> </tbody> </table>	年度	実施期間	個人参加者	団体参加者	参加者計	駆除量	<b>令和5年度</b>	<b>4/1～3/31</b>	<b>32人</b>	<b>10団体 66人</b>	<b>98人</b>	<b>927.0kg (11月末現在)</b>	令和4年度	4/1～3/31	32人	13団体 78人	110人	1,414.5kg	令和3年度	4/1～3/31	34人	14団体 80人	114人	1,303.3kg	令和2年度	4/1～3/31	35人	14団体 74人	109人	1,631.9kg	令和元年度	4/1～3/31	49人	15団体 70人	119人	2,480.0kg	平成30年度	4/1～3/31	47人	13団体 64人	111人	3,562.9kg	平成29年度	4/1～3/31	55人	18団体 90人	145人	2,476.2kg	平成28年度	5/1～12/31	56人	12団体 87人	143人	3,764.0kg
年度	実施期間	個人参加者	団体参加者	参加者計	駆除量																																																				
<b>令和5年度</b>	<b>4/1～3/31</b>	<b>32人</b>	<b>10団体 66人</b>	<b>98人</b>	<b>927.0kg (11月末現在)</b>																																																				
令和4年度	4/1～3/31	32人	13団体 78人	110人	1,414.5kg																																																				
令和3年度	4/1～3/31	34人	14団体 80人	114人	1,303.3kg																																																				
令和2年度	4/1～3/31	35人	14団体 74人	109人	1,631.9kg																																																				
令和元年度	4/1～3/31	49人	15団体 70人	119人	2,480.0kg																																																				
平成30年度	4/1～3/31	47人	13団体 64人	111人	3,562.9kg																																																				
平成29年度	4/1～3/31	55人	18団体 90人	145人	2,476.2kg																																																				
平成28年度	5/1～12/31	56人	12団体 87人	143人	3,764.0kg																																																				
			<p>○ 段位認定者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th><th>名人1人・1団体、四段2人、二段1人、初段3人・2団体 計7人・3団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td><td>名人1人、七段1人、六段1人、五段1人、四段1人、二段1人・1団体、初段1人 計8人・1団体</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>名人2人、七段1人、四段3人、二段2人・1団体 計8人・1団体</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>名人3人、七段2人、五段1人、四段1団体、二段5人・1団体、初段3人、2団体 計14人・4団体</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>名人4人、六段1人・1団体、五段2人、四段3人・1団体、三段1人、二段3人・1団体、初段4人、2団体 計18人・5団体</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>名人1人、九段1人、八段2人、五段1人、四段1人、三段4人・1団体 二段5人・1団体、初段9人・1団体 計24人・3団体</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>名人5人、五段2人、四段1人、三段1人、二段2人、初段11人・3団体 計22人・3団体</td></tr> </tbody> </table>	令和4年度	名人1人・1団体、四段2人、二段1人、初段3人・2団体 計7人・3団体	令和3年度	名人1人、七段1人、六段1人、五段1人、四段1人、二段1人・1団体、初段1人 計8人・1団体	令和2年度	名人2人、七段1人、四段3人、二段2人・1団体 計8人・1団体	令和元年度	名人3人、七段2人、五段1人、四段1団体、二段5人・1団体、初段3人、2団体 計14人・4団体	平成30年度	名人4人、六段1人・1団体、五段2人、四段3人・1団体、三段1人、二段3人・1団体、初段4人、2団体 計18人・5団体	平成29年度	名人1人、九段1人、八段2人、五段1人、四段1人、三段4人・1団体 二段5人・1団体、初段9人・1団体 計24人・3団体	平成28年度	名人5人、五段2人、四段1人、三段1人、二段2人、初段11人・3団体 計22人・3団体																																								
令和4年度	名人1人・1団体、四段2人、二段1人、初段3人・2団体 計7人・3団体																																																								
令和3年度	名人1人、七段1人、六段1人、五段1人、四段1人、二段1人・1団体、初段1人 計8人・1団体																																																								
令和2年度	名人2人、七段1人、四段3人、二段2人・1団体 計8人・1団体																																																								
令和元年度	名人3人、七段2人、五段1人、四段1団体、二段5人・1団体、初段3人、2団体 計14人・4団体																																																								
平成30年度	名人4人、六段1人・1団体、五段2人、四段3人・1団体、三段1人、二段3人・1団体、初段4人、2団体 計18人・5団体																																																								
平成29年度	名人1人、九段1人、八段2人、五段1人、四段1人、三段4人・1団体 二段5人・1団体、初段9人・1団体 計24人・3団体																																																								
平成28年度	名人5人、五段2人、四段1人、三段1人、二段2人、初段11人・3団体 計22人・3団体																																																								

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等														
		(エ) リリース禁止の広報・啓発	<p>○ 監視船の運航の際には、搭載されている音声機器を利用し、啓発用音源で放送している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th><th>40回運航（予定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>40回運航</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>38回運航</td></tr> <tr> <td>令和2年度（前基本計画最終年度）</td><td>33回運航</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>33回運航</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>33回運航</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>33回運航</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 外来魚のリリース禁止マナーアップキャンペーンの実施 平成30年度 4回実施（彦根旧港湾） 平成29年度 4回実施（彦根旧港湾） 平成28年度 3回実施（彦根旧港湾）</p> <p>○ 県内の釣具店に外来魚のリリース禁止啓発チラシの配置と啓発ポスターの貼付</p>	令和5年度	40回運航（予定）	令和4年度	40回運航	令和3年度	38回運航	令和2年度（前基本計画最終年度）	33回運航	令和元年度	33回運航	平成30年度	33回運航	平成29年度	33回運航	
令和5年度	40回運航（予定）																	
令和4年度	40回運航																	
令和3年度	38回運航																	
令和2年度（前基本計画最終年度）	33回運航																	
令和元年度	33回運航																	
平成30年度	33回運航																	
平成29年度	33回運航																	
		(オ) 回収ボックス・回収いけすの設置	<p>○ 釣り人がリリース禁止に協力しやすい環境を整備するため、主な釣りスポットに外来魚の回収ボックスや回収いけすを設置している。</p> <p>○ オフシーズンは回収施設の修繕を行い、適切な維持管理を行っている。</p>															

			<p>○ 回収ボックス、いけすの設置数および回収量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th><th>ボックス 61 基</th><th>いけす 25 基</th><th>回収量 4.3トン (11月末現在)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>62 基</td><td>25 基</td><td>6.3トン</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>63 基</td><td>25 基</td><td>6.6トン</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>65 基</td><td>25 基</td><td>7.6トン</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>65 基</td><td>25 基</td><td>11.0トン</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>67 基</td><td>25 基</td><td>16.6トン</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 外来魚回収会計年度任用職員の設置 (3人) 年間157日程度</p>	令和5年度	ボックス 61 基	いけす 25 基	回収量 4.3トン (11月末現在)	令和4年度	62 基	25 基	6.3トン	令和3年度	63 基	25 基	6.6トン	令和2年度	65 基	25 基	7.6トン	令和元年度	65 基	25 基	11.0トン	平成30年度	67 基	25 基	16.6トン
令和5年度	ボックス 61 基	いけす 25 基	回収量 4.3トン (11月末現在)																								
令和4年度	62 基	25 基	6.3トン																								
令和3年度	63 基	25 基	6.6トン																								
令和2年度	65 基	25 基	7.6トン																								
令和元年度	65 基	25 基	11.0トン																								
平成30年度	67 基	25 基	16.6トン																								

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																		
			(カ) 環境配慮製品の使用の啓発	<p>○ 琵琶湖ルール啓発用パンフレットのルールブックに「レジャー用品は、環境にやさしい環境配慮型製品を使いましょう」の文言を掲載し啓発を実施。 また、啓発用ウェットティッシュにも同様の文言を掲載し啓発を実施。</p> <p>○ 県主催の外来魚駆除釣り大会などで貸し出す釣り竿の仕掛けに用いる錘を鉛製から環境への負荷の低いタンクステン製に転換している。</p>																		
	イ 外来魚の防除の推進	(ア) 外来魚の防除の推進		<p>○ 外来生物法において、ブラックバスおよびブルーギルが特定外来生物として指定されたことから、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を策定し、国（農林水産省および環境省）からの確認を受け、国との連携・協議のもとに外来魚防除を進めている。</p>																		
			(イ) 滋賀県オオクチバス等防除実施計画に基づく生息量300トンを目指した取組	<p>○ 防除の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>・漁業者による駆除 60.7トン(12/14時点)</th> <th>・釣り人等による駆除 4.3トン (11月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>98.0トン</td><td>6.3トン</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>103.2トン</td><td>6.6トン</td></tr> <tr> <td>令和2年度 (前基本計画最終年度)</td><td>88.3トン</td><td>7.6トン</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>98.5トン</td><td>11.0トン</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>93.0トン</td><td>16.6トン</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 防除の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者による捕獲</li> <li>・稚魚のタモ網すくい</li> <li>・調査研究（効率的な漁獲方法の開発）等</li> <li>・釣り人による捕獲</li> </ul> <p>外来魚回収ボックス・いけす設置、外来魚駆除釣り大会開催、びわこルールキッズ事業の実施、外来魚釣り上げ名人事業の実施、外来魚釣り上げ隊の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水抜き・干し出し</li> <li>・モニタリングの実施 等</li> </ul> <p>○ 防除の目標</p> <p>令和7年度末に外来魚の生息量を、300トン以下とすることを目指す。</p> <p><b>令和4年4月1日現在の推定生息量 440トン</b></p>	令和5年度	・漁業者による駆除 60.7トン(12/14時点)	・釣り人等による駆除 4.3トン (11月末現在)	令和4年度	98.0トン	6.3トン	令和3年度	103.2トン	6.6トン	令和2年度 (前基本計画最終年度)	88.3トン	7.6トン	令和元年度	98.5トン	11.0トン	平成30年度	93.0トン	16.6トン
令和5年度	・漁業者による駆除 60.7トン(12/14時点)	・釣り人等による駆除 4.3トン (11月末現在)																				
令和4年度	98.0トン	6.3トン																				
令和3年度	103.2トン	6.6トン																				
令和2年度 (前基本計画最終年度)	88.3トン	7.6トン																				
令和元年度	98.5トン	11.0トン																				
平成30年度	93.0トン	16.6トン																				

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等											
(4) ローカルルール等の推進	ア 地域の自主組織への支援	(ア) 関係機関等との連携促進とローカルルールの締結支援	(ア) 関係機関等との連携促進とローカルルールの締結支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やごみの放置等地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルール（地域協定）を締結し、知事が認定する制度を創設。</li> </ul> <p>長浜港では、平成20年に認定を受けて、水面利用ルールの啓発と清掃活動が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年 4月認定 長浜港水面利用マナーアップ協議会</li> </ul>											
			(イ) 水上オートバイに係るルール徹底のためのローカルルールの認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年に同上の地域協定を受けて、大津市近江舞子と高島市横江浜では、水上オートバイ対策が行われている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年 5月認定 横江浜区水上バイク等対策協議会(高島市横江浜)</li> <li>・ 平成19年 3月認定 南小松水上バイク等対策協議会、大津市南小松自治会（大津市近江舞子浜）</li> </ul>											
	イ 利用者のマナーの向上	(ア) レジャーのマナーアップを呼びかける広報啓発活動	(ア) レジャーのマナーアップを呼びかける広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夏季のレジャーシーズンを迎えて琵琶湖でレジャー活動をされる方々にプレジャー・ボートの航行規制や従来型2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚のリリース禁止などの「琵琶湖ルール」や、ごみの持ち帰り、湖岸施設の適正な利用といったレジャーのマナー・アップを呼びかけるため、プレジャー・ボートの利用やレジャー利用者の集中する箇所において、ルールブックや啓発用ウェットティッシュを活用し、広報啓発活動を実施している。</li> <li>○ マナー・アップ・キャンペーンの実施  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">0回</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">0回</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">0回</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> </table> </li> </ul>	令和5年度	0回	令和4年度	0回	令和3年度	0回	令和2年度	1回	令和元年度	1回	平成30年度
令和5年度	0回														
令和4年度	0回														
令和3年度	0回														
令和2年度	1回														
令和元年度	1回														
平成30年度	1回														

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																				
		(イ) 漁業関連の規制等の周知  (ウ) 事故防止、利用者の安全のための規制等の周知徹底  ウ ごみの投棄、放置対策	<p>○ 漁業権漁場、遊漁に関するルール、禁止区域等を、スマートフォンなどで調べることができるwebアプリ遊漁の電子手帖「FiShiga」を公開した。</p> <p>○ 平成21年度からは、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)の配置をし、監視船からは目の行き届かない湖岸のレジャー利用者への啓発を行っている。</p> <p>○ 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)による湖岸での啓発等  <b>・令和5年度 4名（半年雇用）</b>            • 令和4年度 4名（半年雇用）            • 令和3年度 4名（5か月雇用）            • 令和2年度 4名（5か月雇用）            • 令和元年度 4名（半年雇用）            • 平成30年度 4名（半年雇用）            • 平成29年度 4名（半年雇用）</p> <p>○ 罰則規定の適用も視野に入れ、県下で（職員・環境美化監視員等）ごみのポイ捨て公開取締りを実施 平成25年度からは、監視員が実施する通常の監視業務に職員が同行し、取締りを行っている。            • 平成24年度 6回            • 平成23年度 6回            • 平成22年度 13回            • 平成21年度 10回            • 平成20年度 13回            • 平成19年度 14回            • 平成18年度 20回            • 平成17年度 21回            • 平成16年度 20回            • 平成15年度 23回</p> <p>○ 環境への関心を高め、県民主体の環境保全活動の促進を図るため、各種の環境美化活動を実施。</p> <p>(ごみゼロ大作戦)</p> <table> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>参加者</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度 5/22～6/5</td> <td>18,618人</td> <td>118㌧</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 5/23～6/6</td> <td>13,982人</td> <td>74㌧</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 5/24～6/7</td> <td>10,917人</td> <td>27㌧ (前基本計画最終年度)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 5/19～6/2</td> <td>38,320人</td> <td>186㌧</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 5/21～6/4</td> <td>40,841人</td> <td>164㌧</td> </tr> </tbody> </table> <p>(びわ湖を美しくする運動)</p> <table> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>参加者</th> <th>回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度 6/26～7/10</td> <td>88,504人</td> <td>450㌧</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 6/20～7/4</td> <td>77,163人</td> <td>382㌧</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 6/21～7/5</td> <td>41,987人</td> <td>109㌧ (前基本計画最終年度)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 6/23～7/7</td> <td>110,517人</td> <td>686㌧</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 6/24～7/8</td> <td>124,515人</td> <td>959㌧</td> </tr> </tbody> </table>	期間	参加者	回収量	令和4年度 5/22～6/5	18,618人	118㌧	令和3年度 5/23～6/6	13,982人	74㌧	令和2年度 5/24～6/7	10,917人	27㌧ (前基本計画最終年度)	令和元年度 5/19～6/2	38,320人	186㌧	平成30年度 5/21～6/4	40,841人	164㌧	期間	参加者	回収量	令和4年度 6/26～7/10	88,504人	450㌧	令和3年度 6/20～7/4	77,163人	382㌧	令和2年度 6/21～7/5	41,987人	109㌧ (前基本計画最終年度)	令和元年度 6/23～7/7	110,517人	686㌧	平成30年度 6/24～7/8	124,515人	959㌧	
期間	参加者	回収量																																						
令和4年度 5/22～6/5	18,618人	118㌧																																						
令和3年度 5/23～6/6	13,982人	74㌧																																						
令和2年度 5/24～6/7	10,917人	27㌧ (前基本計画最終年度)																																						
令和元年度 5/19～6/2	38,320人	186㌧																																						
平成30年度 5/21～6/4	40,841人	164㌧																																						
期間	参加者	回収量																																						
令和4年度 6/26～7/10	88,504人	450㌧																																						
令和3年度 6/20～7/4	77,163人	382㌧																																						
令和2年度 6/21～7/5	41,987人	109㌧ (前基本計画最終年度)																																						
令和元年度 6/23～7/7	110,517人	686㌧																																						
平成30年度 6/24～7/8	124,515人	959㌧																																						

(県下一斉清掃運動)				
	期間	参加者	回収量	
令和4年度	11/27～12/11	87,680人	329トン	
令和3年度	11/21～12/5	81,176人	392トン	
令和2年度	11/22～12/6	80,908人	428トン	(前基本計画最終年度)
令和元年度	11/24～12/8	82,977人	460トン	
平成30年度	11/18～12/2	100,839人	545トン	

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度から、(公財)日本釣振興会や関係団体等と、環境保全を目的としたダイバーによる湖底清掃活動を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年～ 関係者間で協議し、彦根旧港においては当分の間中断</li> <li>平成30年 7月 (彦根旧港湾予定) (台風の影響により中止)</li> <li>平成29年 7月 (長浜港)</li> <li>平成28年 7月 (彦根旧港湾予定) (荒天のため中止)</li> <li>平成27年 6月 (彦根旧港湾)</li> </ul> </li> <li>○ 平成23年度から、(一社)日本釣用品工業会による、水辺の清掃活動に取り組むための社会貢献事業としてダイバーの湖底清掃活動の実施。           <p><b>令和5年度 10-11月 北舟木漁港、新堀舟溜、堀川舟溜、牧舟溜、能登川漁港</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度 10-11月 赤野井漁港、瀬田舟溜、長命寺漁港、大溝漁港、針江大川舟溜、新川舟溜、生水川舟溜</li> <li>令和3年度 2-3月 北山田漁港、赤野井港湾、南浜漁港、早崎舟溜り、大溝漁港</li> <li>令和2年度 10-11月 堅田漁港、瀬田舟溜、磯漁港、宇曾川漁港、沖之島漁港</li> <li>令和元年度 10-11月 八木浜舟溜、南浜漁港、切通し舟溜、早崎舟溜、牧舟溜、宇曾川漁港</li> <li>平成30年度 10-11月 長命寺港、海津漁港、膳所港、知内漁港、沖島漁港、瀬田舟溜</li> <li>平成29年度 10-11月 北山田漁港、堅田漁港、木浜漁港、瀬田舟溜、新川舟溜</li> </ul> </li> <li>○ 淡海を守る釣り人の会による水辺の清掃活動</li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																																																																																																																																													
2. 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	(1) 湖岸の適正利用の推進	ア プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制	(ア) 移動の指導、警告に従わないプレジャーボートの撤去等	<p>○ 河川法、係留保管適正化条例に基づく、不法係留船舶の移動または撤去指導の状況 (数字は年度末の不法係留船舶数の推移)</p> <table> <thead> <tr> <th rowspan="2">・令和4年度</th> <th colspan="3">琵琶湖（漁港・船溜以外）</th> <th colspan="3">漁港・船溜</th> </tr> <tr> <th>合計件数</th> <th>新規件数</th> <th>是正件数</th> <th>合計件数</th> <th>新規件数</th> <th>是正件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>99</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>33</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>107</td> <td>7</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>114</td> <td>27</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>24</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>133</td> <td>14</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>126</td> <td>14</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>25</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>123</td> <td>20</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>24</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>172</td> <td>68</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>27</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>135</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>145</td> <td>30</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>27</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>131</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>26</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>131</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>32</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>143</td> <td>21</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・平成22年度</td> <td>42</td> <td>36</td> <td>47</td> <td>152</td> <td>38</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>・平成21年度</td> <td>53</td> <td>16</td> <td>37</td> <td>151</td> <td>10</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・平成20年度</td> <td>74</td> <td>38</td> <td>112</td> <td>171</td> <td>39</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>・平成19年度</td> <td>148</td> <td>38</td> <td>130</td> <td>190</td> <td>83</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>・平成18年度</td> <td>240</td> <td>196</td> <td>279</td> <td>371</td> <td>332</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>・平成17年度</td> <td>323</td> <td>52</td> <td>130</td> <td>92</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・平成16年度</td> <td>401</td> <td>218</td> <td>257</td> <td>92</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・平成15年度</td> <td>440</td> <td>21</td> <td>76</td> <td>92</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						・令和4年度	琵琶湖（漁港・船溜以外）			漁港・船溜			合計件数	新規件数	是正件数	合計件数	新規件数	是正件数	28	6	11	99	5	13	・令和3年度	33	14	10	107	7	14	・令和2年度	30	9	8	114	27	47	・令和元年度	24	9	8	133	14	7	・平成30年度	23	8	10	126	14	11	・平成29年度	25	29	28	123	20	69	・平成28年度	24	3	6	172	68	31	・平成27年度	27	8	10	135	12	22	・平成26年度	29	9	7	145	30	16	・平成25年度	27	6	5	131	2	2	・平成24年度	26	9	15	131	0	12	・平成23年度	32	3	13	143	21	30	・平成22年度	42	36	47	152	38	37	・平成21年度	53	16	37	151	10	30	・平成20年度	74	38	112	171	39	58	・平成19年度	148	38	130	190	83	264	・平成18年度	240	196	279	371	332	53	・平成17年度	323	52	130	92	—	—	・平成16年度	401	218	257	92	—	—	・平成15年度	440	21	76	92	—	—
・令和4年度	琵琶湖（漁港・船溜以外）			漁港・船溜																																																																																																																																																													
	合計件数	新規件数	是正件数	合計件数	新規件数	是正件数																																																																																																																																																											
28	6	11	99	5	13																																																																																																																																																												
・令和3年度	33	14	10	107	7	14																																																																																																																																																											
・令和2年度	30	9	8	114	27	47																																																																																																																																																											
・令和元年度	24	9	8	133	14	7																																																																																																																																																											
・平成30年度	23	8	10	126	14	11																																																																																																																																																											
・平成29年度	25	29	28	123	20	69																																																																																																																																																											
・平成28年度	24	3	6	172	68	31																																																																																																																																																											
・平成27年度	27	8	10	135	12	22																																																																																																																																																											
・平成26年度	29	9	7	145	30	16																																																																																																																																																											
・平成25年度	27	6	5	131	2	2																																																																																																																																																											
・平成24年度	26	9	15	131	0	12																																																																																																																																																											
・平成23年度	32	3	13	143	21	30																																																																																																																																																											
・平成22年度	42	36	47	152	38	37																																																																																																																																																											
・平成21年度	53	16	37	151	10	30																																																																																																																																																											
・平成20年度	74	38	112	171	39	58																																																																																																																																																											
・平成19年度	148	38	130	190	83	264																																																																																																																																																											
・平成18年度	240	196	279	371	332	53																																																																																																																																																											
・平成17年度	323	52	130	92	—	—																																																																																																																																																											
・平成16年度	401	218	257	92	—	—																																																																																																																																																											
・平成15年度	440	21	76	92	—	—																																																																																																																																																											
			(イ) 不法占用物件の撤去指導の強化	<p>○ 河川法に基づく船舶以外の不法占用物件のは是正指導の状況 (数字は年度末の不法占用物件数)</p> <table> <thead> <tr> <th rowspan="2">・令和4年度</th> <th colspan="3">工作物</th> <th colspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th>合計件数</th> <th>新規件数</th> <th>是正件数</th> <th>合計件数</th> <th>新規件数</th> <th>是正件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>103</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>72</td> <td>14</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>111</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>73</td> <td>22</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>111</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>61</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>115</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>50</td> <td>21</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>117</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>29</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>123</td> <td>22</td> <td>9</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>110</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>114</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>28</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>113</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>119</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>34</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>124</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>33</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>125</td> <td>9</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>・平成22年度</td> <td>145</td> <td>2</td> <td>45</td> <td>34</td> <td>6</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>・平成21年度</td> <td>188</td> <td>38</td> <td>8</td> <td>53</td> <td>22</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>・平成20年度</td> <td>202</td> <td>21</td> <td>34</td> <td>68</td> <td>101</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>										・令和4年度	工作物			その他			合計件数	新規件数	是正件数	合計件数	新規件数	是正件数	103	2	3	72	14	17	・令和3年度	111	13	16	73	22	9	・令和2年度	111	0	4	61	14	9	・令和元年度	115	7	1	50	21	2	・平成30年度	117	7	8	29	3	2	・平成29年度	123	22	9	31	1	2	・平成28年度	110	4	8	30	1	2	・平成27年度	114	3	2	28	7	9	・平成26年度	113	9	15	30	0	4	・平成25年度	119	1	6	34	6	5	・平成24年度	124	15	16	33	10	12	・平成23年度	125	9	29	35	24	23	・平成22年度	145	2	45	34	6	25	・平成21年度	188	38	8	53	22	8	・平成20年度	202	21	34	68	101	94																															
・令和4年度	工作物			その他																																																																																																																																																													
	合計件数	新規件数	是正件数	合計件数	新規件数	是正件数																																																																																																																																																											
103	2	3	72	14	17																																																																																																																																																												
・令和3年度	111	13	16	73	22	9																																																																																																																																																											
・令和2年度	111	0	4	61	14	9																																																																																																																																																											
・令和元年度	115	7	1	50	21	2																																																																																																																																																											
・平成30年度	117	7	8	29	3	2																																																																																																																																																											
・平成29年度	123	22	9	31	1	2																																																																																																																																																											
・平成28年度	110	4	8	30	1	2																																																																																																																																																											
・平成27年度	114	3	2	28	7	9																																																																																																																																																											
・平成26年度	113	9	15	30	0	4																																																																																																																																																											
・平成25年度	119	1	6	34	6	5																																																																																																																																																											
・平成24年度	124	15	16	33	10	12																																																																																																																																																											
・平成23年度	125	9	29	35	24	23																																																																																																																																																											
・平成22年度	145	2	45	34	6	25																																																																																																																																																											
・平成21年度	188	38	8	53	22	8																																																																																																																																																											
・平成20年度	202	21	34	68	101	94																																																																																																																																																											

				・平成19年度	215	15	55	61	30	40
				・平成18年度	255	61	83	71	214	201
				・平成17年度	323	52	130	58	93	117
				・平成16年度	286	19	44	82	30	43
				・平成15年度	311	2	9	95	3	8

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等						
			(a) 河川法・行政代執行法などの法的措置による撤去	○ 河川法、港湾法に基づく監督処分（原状回復命令）件数	河川法	港湾法	—	—		
				・令和4年度						
				・令和3年度	—	—				
				・令和2年度	—	—				
				・令和元年度	—	—				
				・平成30年度	—	—				
				・平成29年度	—	—				
				・平成28年度	—	—				
				・平成27年度	—	—				
				・平成25年度	—	—				
				・平成24年度	2	—				
				・平成23年度	5	—				
				・平成22年度	4	—	(うち1件は琵琶湖外)			
				・平成21年度	2	—				
				・平成20年度	5	—				
				・平成19年度	—	1				
				・平成18年度	1	2				
				・平成17年度	3	—				
				・平成16年度	—	—				
				○ 河川法・港湾法に基づく簡易代執行、行政代執行法に基づく代執行により撤去した物件数 【()内は実施数】	簡易代執行	行政代執行	—	—		
				・令和4年度	1(1)	—				
				・令和3年度	1(1)	—				
				・令和2年度	—	—				
				・令和元年度	—	—				
				・平成30年度	—	—				
				・平成29年度	—	—				
				・平成28年度	—	—				
				・平成27年度	—	—				
				・平成25年度	—	2(0)				
				・平成24年度	1(1)	—				
				・平成23年度	—	4(3)				
				・平成22年度	1(1)	3(1)	(行政代執行1件は琵琶湖外)			
				・平成21年度	1(1)	1(0)				
				・平成20年度	1(0)	3(0)				
				・平成19年度	—	—				
				・平成18年度	2(0)	3(1)				
				・平成17年度	—	—				

			<p>・平成16年度</p> <p>○ 沈廃船の撤去処理数（琵琶湖以外の一級河川を含む）</p> <p>廃船数計</p>
			<p>・令和4年度</p> <p>22</p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度 4</li> <li>・令和2年度 6</li> <li>・令和元年度 1</li> <li>・平成30年度 4</li> <li>・平成29年度 1</li> <li>・平成28年度 7</li> <li>・平成27年度 12</li> <li>・平成25年度 27</li> <li>・平成24年度 18</li> <li>・平成23年度 26</li> <li>・平成22年度 31</li> <li>・平成21年度 67</li> <li>・平成20年度 66</li> <li>・平成19年度 44</li> <li>・平成18年度 37</li> <li>・平成17年度 36</li> <li>・平成16年度 11</li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
	イ 湖岸施設の管理規程等による規制	<p>(イ) 渔港、船溜等の各施設管理者との連携強化、「放置等禁止区域」を指定した港湾に係る放置艇対策の強化</p> <p>都市公園等の施設の適正管理の実施および進入防止杭の設置等による湖岸の環境保全</p>	<p>○ 渔港、船溜の管理者である市町に管理条例の制定を推進した。</p> <p>（数字は漁港、船溜の条例適用箇所数。）</p> <p>・令和5年度（11月末日）現在 渔港 20箇所 船溜 41箇所</p> <p>放置等禁止にかかる啓発看板を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度以降 港湾における船舶等の放置禁止の啓発指導を実施した。</li> </ul>	
			<p>○ 施設の適正管理を実施し、湖岸植生を保全するなど、湖岸の環境の保全を図っている。</p> <p>○ 都市公園湖岸緑地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車輛乗り入れの規制（湖岸植生を保全のため）</li> <li>令和1. 5月 1カ所（大津市和邇中浜）</li> <li>平成24. 3月 1カ所（彦根市松原）</li> <li>平成23. 3月 1カ所（彦根市松原）</li> <li>平成22. 3月 2カ所（野洲市吉川、彦根市松原）</li> <li>平成21. 12月 1カ所（彦根市新海）</li> <li>平成21. 11月 2カ所（大津市和邇中浜、和邇北浜）</li> <li>平成21. 10月 1カ所（大津市今宿）</li> <li>平成20. 12月 1カ所（野洲市吉川）</li> <li>平成20. 9月 1カ所（野洲市吉川）</li> </ul>	

			<p>平成20. 7月 1カ所（大津市柳が崎）      平成19. 3月 2カ所（高島市安曇川浜園地）      平成18. 8月 3カ所（彦根市下石寺、彦根市三津屋、東近江市栗見出在家）      平成17. 5月 1カ所      平成17. 3月 4カ所</p> <p>・駐車場有料化社会実験（施設の適正利用のため）  <b>令和5. 5月 1カ所（草津市志那町）</b>  <b>令和5. 11月 1カ所（草津市志那町）</b></p>
--	--	--	---

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
(1) 湖岸の適正利用の推進	ウ 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制	(ア) ヨシ群落保全区域内における行為への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成15年4月、改正ヨシ群落保全条例の施行（ヨシの採取または損傷を追加）</li> <li>○ ヨシ群落保全基本計画 令和3年12月改定（計画期間：令和3年度～令和12年度） 量的回復（造成）から質的向上（維持管理）へ移行。 地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティア等との関わりによる取組を広げる。 平成23年2月改定 平成23年度～令和2年度（目標）：さらに約20haのヨシ群落を再生する。 モニタリング調査および企業と協働した活動を追加。</li> <li>○ 平成16年6月改定 平成16年度～平成22年度（目標）：ヨシ群落を約20ha再生する。</li> <li>○ ヨシ群落保全区域の現況把握 平成25年度に撮影した航空写真を用いて調査 平成19年度に撮影した航空写真を用いて調査</li> <li>○ 平成17年度から琵琶湖のヨシ群落再生を環境省の自然再生事業に位置づけて実施</li> </ul>	
	(イ) 河川法や自然公園法に基づく植生の保全についての適用の検討			
(2) 安全なレジャー活動の推進	ア 琵琶湖等水上安全条例等による規制	(ア) 水泳場保安水域、航行が規制される水域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公安委員会では、水泳場の遊泳水域およびこれに近接する水域において、動力船が航行することにより遊泳者との衝突の危険が生ずるおそれがあるものについては、期間を定めてこれらの水域を水泳場保安水域として指定している。</li> <li>○ 遊泳者保護のための水泳場保安水域の指定 <b>令和5年度 30箇所</b> 令和4年度 31箇所 令和3年度 30箇所 令和2年度 26箇所 令和元年度 33箇所 平成30年度 35箇所</li> </ul>	

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等																																						
			<p>(イ) 悪質な操船者に対する指導・取締の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖におけるプレジャーボート等による船舶事故の防止や利用者の安全を守るため、条例の改正や悪質な操船者に対する指導・取締りを強化している。</li> <li>○ 琵琶湖等水上安全条例の一部改正 平成24年7月1日施行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・催物届出対象の追加 他の者を参加させるための催物 興行、景観等を観覧するための催物</li> </ul> </li> <li>平成17年1月1日施行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖水上オートバイ安全講習終了証有効期限の設定(5年)</li> </ul> </li> <li>平成16年7月1日施行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒酔い操船等の禁止、救命胴衣等の着用義務</li> </ul> </li> </ul> <p><b>湖上取締り状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総検挙件数</td><td>17</td><td>7</td><td>13</td><td>13</td><td>11</td><td>20</td><td>10</td><td>18</td><td>35</td><td>24</td><td>11</td><td>16</td></tr> <tr> <td>うち、水上オートバイ数</td><td>4</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>13</td><td>6</td><td>19</td><td>16</td><td>6</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和4年12月末現在)</p> <p>&lt;違反形態&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶安全法違反（船舶検査切れ）</li> <li>・船舶職員及び小型船舶操縦者法違反（無免許等）</li> <li>・滋賀県琵琶湖等水上安全条例違反（航行禁止水域航行）</li> </ul>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	総検挙件数	17	7	13	13	11	20	10	18	35	24	11	16	うち、水上オートバイ数	4	3	5	3	2	5	13	6	19	16	6	12
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																														
総検挙件数	17	7	13	13	11	20	10	18	35	24	11	16																														
うち、水上オートバイ数	4	3	5	3	2	5	13	6	19	16	6	12																														
			<p>(ウ) 水上オートバイ 安全航行の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖における水上オートバイの安全航行について、琵琶湖水上オートバイ安全講習や広報啓発活動等を通じて、広く周知するなど、この促進を図っている。</li> <li>○ 琵琶湖水上オートバイ安全講習において操船者のマナー向上について指導した。            • <b>令和5年度 37回 4,242人</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年度 37回 3,370人</li> <li>• 令和3年度 35回 3,046人</li> <li>• 令和2年度 34回 2,469人</li> </ul> </li> </ul>																																							
			<p>(エ) 水泳場の管理者 に対する働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遊泳者に対する事故防止措置について指導している。</li> </ul>																																							

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
	イ 迷惑駐車の防止	道路交通法等による取締りの強化	○ 湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、違法駐車に対する交通指導取締りを強化している。 また、平成18年から民間委託による放置車両の確認等を行い、駐車監視員による湖岸周辺道路での取締りも強化され、違法駐車実態の改善が認められる。	
3. 施策の総合的な推進	環境負荷低減のための施策と適正なレジャー活動の推進のための施策を総合的に推進	(1) 条例の見直し等	<p>ア 船舶原動機の性能向上による静穏化などを勘査した航行規制水域の指定範囲の見直し</p> <p>イ 条例の成果を点検し、違反行為に対する指導状況を勘査した条例の必要な見直しを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖沿岸市、地域住民や琵琶湖レジャー利用監視員から情報収集に努めている。</li> <li>○ 琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、琵琶湖の豊かな環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを目的に、平成14年10月に公布し平成15年4月から施行後、条例の施行の状況や水上オートバイ等による迷惑行為の状況を踏まえ、平成18年3月と平成23年3月に条例の一部改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年3月一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行規制水域の類型の追加</li> <li>・従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止（平成23年4月施行）</li> <li>・プレジャーボートの適合証の表示義務化（平成24年10月施行）</li> <li>・指定保管業者の指定</li> <li>・報告および立入調査権限の付与（平成23年4月施行）</li> <li>・従来型2サイクルのエンジンの使用違反者、適合証の表示義務違反者等への罰則導入（平成24年10月施行）</li> </ul> </li> <li>○ 平成18年3月一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行規制水域の追加、拡大、外来魚のリリース禁止の範囲拡大（平成18年7月施行）</li> <li>・プレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定、レジャー利用の適正化に関する地域協定制度の創設（平成18年10月施行）</li> <li>・従来型2サイクル規制適用猶予期間に特例措置認定を導入（平成18年10月施行）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
		(2) 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討	レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けたあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去に、費用負担のあり方では、琵琶湖における適正なレジャー利用を図るための施策等琵琶湖の保全費用にかかる財源確保の面から支援するため、税に限らず利用料も視野に入れた検討が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート適合証制度を活用した課税（平成29年度～令和元年度）</li> <li>・琵琶湖レジャー利用税（平成19年度）</li> <li>・小型船舶の湖面利用に関する税（平成14年度）</li> </ul> <p>（結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な琵琶湖における納税者の把握が困難。</li> <li>・徴収コストが嵩み、公平な税制度が維持できない。</li> <li>・発着場所の特定が困難。 こうしたことから、直ちに制度の導入は困難との一定の整理を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 令和2年度～4年度の3年間にわたり、航行規制水域表示ブイの新設、維持管理を主な使途としてネーミングライツ契約を締結いただいた。</li> <li>○ 引き続き、令和5年度～7年度の3年間についても契約の更新をいただいた。</li> </ul>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		(3) 広報広聴活動の推進	<p>ア 琵琶湖の自然環境や文化、琵琶湖の現状についての広報活動</p> <p>イ 県外への情報発信</p>	<p>○ プレジャーboroトの航行規制については、一定の成果は認められるものの一部の水域では悪質な航行が見受けられ、従来型2サイクルエンジンの規制については、環境対策型エンジンへの転換を強力に促進する必要があることから、レジャー利用者やレジャー関係事業者等に対する琵琶湖ルールの広報啓発を行っている。</p> <p>○ 白鬚神社を含む琵琶湖をはじめとする水辺とその景観が「祈りと暮らしの水遺産」として日本遺産に登録されたところであり、その白鬚神社の湖中大鳥居周辺でのプレジャーboroトの航行が問題となっている。 湖中大鳥居周辺においては、航行規制水域に指定している場所ではないものの、関係事業者等に対して実施した（マリーナ事業者等に2,500枚配布）他、湖上監視の際にプレジャーboroトの操船者に対して注意喚起を行っている。</p> <p>○ <b>令和5年度</b>  <b>・ルールブック 10,000部作成</b>  ○ 令和4年度  （追加作成はしていないが、適合証交付請求書等にルールブック等を配布）  ○ 令和3年度  ・ルールブック 10,000部作成  ○ 令和2年度  （追加作成はしていないが、適合証交付請求書等にルールブック等を配布）  ○ 令和元年度  ・ルールブック 10,000部作成  ・航行規制水域図 5,000部作成  ○ 平成30年度  ・関西ボートショーへ出展  ・ルールブック 10,000部作成  ・航行規制水域図 5,000部作成  ○ 平成29年度  ・関西ボートショーへ出展  ・ルールブック 10,000部作成  ・プレジャーboroト雑誌に「適合証表示制度」広告掲載  ・学習船「うみのこ」に、外来魚のリリース禁止啓発パネルを設置  ○ 平成28年度  ・関西ボートショーへ出展  ・ルールブック 10,000部作成  ・プレジャーboroト雑誌に「適合証表示制度」広告掲載  ○ 平成27年度（前基本計画最終年度）  ・関西ボートショーへ出展  ・ルールブック 10,000部作成  ・航行規制水域図 5,000部作成  ・プレジャーboroト雑誌に「適合証表示制度」広告掲載</p>

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
			<p>エ 利用拠点における現地の広報および利用者からの意見・要望聴取</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プレジャーboroトの航行が盛んな湖岸において、航行規制啓発用のぼり旗を設置</li> <li>○ 県警との近江舞子一帯での集中取締、職員による指導・監視や琵琶湖レジャー利用監視員による広報、啓発、平成21年度からはレジャー監視・指導補助嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)を配置し、現地でレジャー利用者に対し広報、啓発を行っている。</li> </ul>
	(4) 調査研究の推進		<p>効果や成果を把握し、施策立案のための調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例施行後、適切に施策を推進するため、その実態を把握することが重要であることから各種調査を実施し、施策立案の基礎としてきた。</li> <li>○ 令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釣り人アンケート調査</li> <li>・県外居住者向けアンケート調査</li> <li>・県内居住者向けアンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・改造艇持込み状況調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・彦根旧港湾釣り人アンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釣り人アンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> <li>・釣り人アンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成23年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成22年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーboroト騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成21年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーboroト騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成20年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーboroト騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーboroト騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> <li>・水鳥調査、持ち込み艇の実態調査</li> <li>・レジャー利用者アンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成18年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーboroト騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> <li>・レジャー利用者アンケート調査</li> </ul> </li> <li>○ 平成17年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で守る琵琶湖ルールモデル事業</li> </ul> </li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖ルール点検・検討調査事業</li> <li>・琵琶湖根がかり防止情報広報事業</li> <li>・プレジャー・ボート騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> </ul> <p>○ 平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジャー利用実態調査</li> <li>・プレジャー・ボート騒音調査</li> <li>・環境対策型エンジン普及状況調査</li> <li>・プレジャー・ボートエンジン改造影響調査</li> </ul>
--	--	--	--

基本方向	項目	内容	取り組み	実施状況等
		(5) 施策の推進体制の整備	<p>ア 県関係部局と県警本部により組織する推進会議で総合的な施策の実施</p> <p>イ 関係機関による連携、市町との連携</p> <p>ウ 事業者、団体等との連携</p> <p>エ NPO等との連携強化</p> <p>オ 条例の改正目的を達成するための監視体制</p>	<p>○ 琵琶湖レジャー利用適正化推進会議 庁内における施策を総合的に推進していくことを目的に設置</p> <p>○ 琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議 関係自治体の連絡調整、円滑な施策の推進を図ることを目的に設置</p> <p>○ プレジャー・ボート対策協議会  平成18年4月、レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視・取締の強化と遵守徹底を図るために設置</p> <p>○ パワーボートについて、平成29年度は、現状等について調査を行うとともに、小型船協会およびパワーボート協会と対応策について協議した。 平成30年度および令和元年度は、パワーボートを保管する施設に対し啓発チラシを配布した。</p> <p>○ 滋賀県水上安全協会、滋賀県小型船協会、日本小型船舶検査機構大津支部、NPO法人 PW安全協会関西地方本部、(一社)日本マリン事業協会等の関係機関との連携</p> <p>○ 従来型2サイクルエンジンの使用禁止や適合証の表示義務化等が完全施行された琵琶湖レジャー条例の実効性を担保し公平な取締を行いうため、施行規則の一部改正により、知事の権限である過料処分および過料徴収を行えるよう「琵琶湖プレジャー・ボート取締員」を置き、権限を委任することとし、過料手続を定めた。</p> <p>○ 琵琶湖プレジャー・ボート取締員と航行規制水域監視嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)による監視船からの監視・取締や、日本小型船舶検査機構、PWC安全協会と連携し、取り締まりおよび啓発活動を実施</p> <p>○ 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員(令和2年度から会計年度任用職員)を配置し、監視船からは目の行き届かない陸上巡回による監視や指導・取締の補助を行う。</p>